

朝来市自治基本条例内部検証報告書

【評 価】「できている」「概ねできている」「一部できている」「できていない」
 【方向性】「継続推進」「見直し推進」「その他」
 【条文改正】 「必要」「不要」

※条文のうち、総則的なもの、定義や理念的なもの、主体の資質に負うものは内部検証対象外としています。

条文(P)	所管課	取 組 状 況(D)	取組に対する評価と運用上の課題(C)	取組の今後の方向性(A) /条文改正
前文				
私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。 また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。 私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。 私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。	検証対象外			
第1章 総則（第1条—第3条）				
(目的) 第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	検証対象外			
(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 (5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。	検証対象外			
(まちづくりの基本原則) 第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。 (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。 (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。 (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。	検証対象外			
第2章 まちづくりの主体				
第1節 市民（第4条・第5条）				
(市民の権利及び責務) 第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。	検証対象外			
(事業者の社会的責任) 第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。	検証対象外			
第2節 市議会（第6条・第7条）				
(市議会の役割及び責務) 第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局	◆市政運営の監視 ・本会議及び各常任委員会において、条例、予算等の議案審議を行うとともに、諸課題に対応するため政策立案、政策提言等の研究を行った。 ◆議会機能の充実強化 ・市議会モニターの設置（平成30年度～）：市民からの要望、提言その他の意見を市議会の運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進 ・文書共有システムの導入（令和元年度～）：タブレット端末の活用による完全ペーパーレス化。経費の削減、災害時等におけるリモート会議が可能	「できている」	「継続推進」 朝来市議会基本条例第22条の規定に基づき、同条例の目的の達成度について不断の検証を継続し、必要に応じ適切な措置を講じる。 【条文改正】 不要
(議員の責務) 第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。	議会事務局	◆調査研修会の実施 政策形成能力の向上のための政策課題等の調査及び研修活動を行うことを目的として調査研修会を実施している。 令和3年7月14日（議会のデジタルトランスフォーメーション等について） 令和3年11月12日（総合計画、財政、議会運営等について） ◆政策形成支援セミナー（但馬3市議会合同研修会） 議員等の政策形成の支援を目的とする研修会を実施又は参加している。 平成30年1月23日「質問力を高める 議会力に活かす」 令和2年1月14日「地方創生時代の議会の役割」 令和4年1月18日「議会改革のネクストステップ（次の一手）」	「できている」	「継続推進」 本条と同旨の規定である朝来市議会基本条例第3条第2号に基づき、今度とも不断の研さん及び調査研究に努める。 「条文改正」 不要

条文(P)	所管課	取組状況(D)	取組に対する評価と運用上の課題(C)	取組の今後の方向性(A) /条文改正
第3節 行政機関（第8条・第9条）				
（市長等の権限及び責務） 第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。	検証対象外			
（職員の責務） 第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。	総務課	◆研修の実施状況 毎年度策定する「職員研修計画」に基づき、市独自研修及び派遣研修を積極的に実施している。研修内容は、監督職、新任職員等の階層別に必要な能力の向上を目指す階層別研修及び実務担当職員の専門的知識の向上を目的とした専門研修で、これらを実施し、職員能力と組織力の向上に努めている。	【概ねできている】 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、対面による研修の実施や参加が困難となっている。	【継続推進】 従来の研修に加え、オンライン研修等を活用しながら、引き続き職員の能力向上に努める。 【条文改正】 不要
	市民協働課	◆地域担当職員制度の運用等 職員は地域人として、各行政区での行事、PTA活動、消防団の活動等に積極的に参加している。また、地域担当職員制度を整備し、若手の職員が地域自治協議会に参加できるようにしている。	【概ねできている】 職員の自発的な活動になるので、取り組みに個人差が生じる。	【継続推進】 引き続き、職員への啓発を継続する。 【条文改正】 不要
第3章 参画と協働（第10条—第13条）				
（参画と協働の推進） 第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。 3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。	（第1項） 検証対象外 （第2項） 第22条 第23条参照 （第3項） 検証対象外	◆参画と協働の推進 第2項 第22条・第23条の取組状況を参照。		
（意見公募制度） 第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。	秘書広報課	◆パブリックコメント 市の重要な政策等の決定に当たりその案を公表し、市民等の意見又は提案を求め、提出された意見等に対する見解を明らかにし、その意見等を考慮して意思決定を行うとしている。 ※年度：実施数/意見数（H28：3/0、H29：6/2、H30：1/0、R1：8/58、R2：5/15、R3：5/8） ◆まちづくりフォーラム 市が進める施策等について、旧町別又は地域自治協議会別に会場を設け、市民へ説明し、意見交換を行う広聴事業として開催 ※参加者数【H28：622（自）、H29：656（町）、H30：567（自）、R1：501（自）、R2中止、R3：293（町）】 ◆ふれあい市長室 多次前市長時に行政区別に訪問し、座談会形式で地域の課題など意見交換をする広聴事業として開催していた。今後は、開催方法等を含め広聴事業の役割分担を行い検討する。 ※令和元年度までに113区で開催済み ◆ふれあいトーク 令和2年度から対象者を選定（事業者、子育て、農業、林業等）し、少規模での意見交換を行い、市が進める施策事業の課題等を精査すること等を目的として広聴事業として開催 ※（R2：子育て、新規就農、定住移住、市内企業 計49名）（R3：農業、林業 計15名）	【概ねできている】 ・パブリックコメントについて、年度によって計画等の見直し数の違いはある。意見数も少ない。 ・フォーラム、ふれあいトーク、ふれあい市長室については、これまで参加者が区役員など、固定化している現状がある。若い世代の参加が少ない。	【継続推進】 ・パブリックコメントについて、近年はパブコメを意識した中で事務執行ができていたが、募集期間等も含め改善をしていく。 ・フォーラム、ふれあいトーク、ふれあい市長室については、それぞれ広聴事業の役割分担を行い、多くの市民の意見が聞けるように改善していく。 【条例改正】 不要
（審議会等の運営） 第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。 2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。	総務課	◆公募基準の策定 平成30年に朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針、朝来市附属機関等の委員の公募基準を定め、公募に係る応募資格、応募方法、選考方法等を含めた手続き等の統一性・実効性を担保した。	【できている】	【継続推進】 【条文改正】 不要
（住民投票） 第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	総務課	◆住民投票の実施状況 市民参加のワークショップ、地区別懇談会、市民アンケート等を通じて市民の意見を聞きながら各種施策を進めており、これまで住民投票は実施していない。	【できている】	【継続推進】 各種施策の実施については、引き続き市民に十分に説明し合意形成を図りながら進めていく。 【条文改正】 不要

条文(P)	所管課	取組状況(D)	取組に対する評価と運用上の課題(C)	取組の今後の方向性(A) /条文改正
第4章 市民自治（第14条—第17条）				
<p>（コミュニティの形成） 第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てよう努めるものとする。</p>	市民協働課	<p>◆区長会活動支援 各自治会の継続的な活動支援及び情報共有を図るため、地域ごとの区長会及び朝来市連合区長会の活動支援並びに市内区長相互連携強化に取り組んでいる。</p> <p>◆地域づくり支援事業の実施 自治会、地域等が自治振興、地域の活性化等を目的に自主的な判断に基づき実施する事業について継続的な支援活動に取り組んでいる。 （・H30 46件 14,550千円 ・R1 49件 13,720千円 ・R2 57件 17,206千円 ・R3 44件 13,049千円）</p> <p>◆区集会所整備支援事業 地域コミュニティ活動の推進を目的に区又は地域が実施する集会所の整備支援を実施している。 （・H30 12件 7,272千円 ・R1 15件 5,953千円 ・R2 5件 7,390千円 ・R3 8件 17,502千円）</p>	<p>【概ねできている】 人口減少に伴う小規模集落化が進んでいるが、集落機能の維持が負担となっている自治会が増えていることから他自治会や自治協議会との連携強化が求められている。</p>	<p>【継続推進】 ・自治会の自主的な活動を支援できるよう、今後も地域ニーズを把握し支援を展開する。</p> <p>【条文改正】 不要</p>
<p>（地域自治協議会の設立） 第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。 2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。 (1) 地域の総意が反映され、民主的に透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。 (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。</p>	市民協働課	<p>◆地域自治協議会の取組み 地域自治を充実させ、強化する仕組みとして、平成19年度から地域自治協議会が各地域に順次設立され活動を展開している。 各協議会では、発足当初に作成された「地域まちづくり計画」が策定から10年余り経過しているため、近年ではその見直し、改訂作業が進められている。どの協議会も中学生以上の全住民を対象としたアンケートを実施し、市民の意見を広く取り入れ、検討委員として市民の参画も得ながら、見直し作業を進めている。</p>	<p>【概ねできている】 地域の誰もが参加できる体制ではあるが、多くの市民が参加したいと思える、参加しやすい環境が作られていないことが課題になっている。</p>	<p>【継続推進】 成果が出るまでに時間がかかる内容であり、継続した取組みが必要である。</p> <p>【条文改正】 不要</p>
<p>（まちづくり活動への支援） 第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。 2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。</p>	市民協働課	<p>地域自治協議会へは「活動資金」「活動場所」「人的支援」の3本柱で、活動促進を図ってきた。</p> <p>◆地域自治包括交付金制度 令和3年度 76,149,791円 を各地域の人口、面積等で算定した割合で交付</p> <p>◆地域担当職員制度 各地域自治協議会に2～5人、その協議会の取組事業及び活動に応じて地域担当職員を配置している。事前に協議会と話し合いをし、適正な人数、支援の内容を決定した後に職員に委嘱している。</p> <p>◆地域おこし協力隊員の配置 地域自治協議会を中心に隊員を配置し、地域課題の解決に向けた活動を行っている。</p>	<p>【概ねできている】 各協議会の取組内容や各種課題が多様化する中で、客観的な比率だけで交付金を算定していることが課題となっている。</p>	<p>【継続推進】 各協議会の活動がより活発化するような交付金の仕組みについて研究・改善する必要がある。</p> <p>【条文改正】 不要</p>
<p>（生涯学習の推進） 第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。</p>	<p>（第1項） 検証対象外 （第2項） 生涯学習課</p>	<p>◆生涯学習の推進 市民へ市民講座等により学習機会を提供し、自主的な生涯学習活動を支援するため、生涯学習センターを市内4カ所に設置し、運用している。 【生涯学習センター利用実績】 生野生涯学習センター H30 119件 2,470人、R1 108件 2,191人、R2 63件 908人、R3 921件 1,435人 和田山生涯学習センター H30 1,851件 22,031人、R1 1,857件 22,228人、R2 1,322件 14,961人、R3 1,563件 17,232人 山東生涯学習センター H30 1,458件 21,415人、R1 1,442件 28,095人、R2 1,484件 20,557人、R3 1,813件 19,495人 朝来生涯学習センター H30 456件 8,195人、R1 595件 8,550人、R2 392件 4,974人、R3 404件 5,214人 ※R2は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している。</p> <p>◆市民講座・教室 H30 40講座 350開催回数 749受講者数(人) 4,913受講延人数 R1 38講座 312開催回数 803受講者数(人) 4,708受講延人数 R2 33講座 238開催回数 511受講者数(人) 3,083受講延人数 R3 29講座 198開催回数 494受講者数(人) 2,636受講延人数 ※R2、3は新型コロナウイルス感染症の影響で受講者数等が減少している。</p>	<p>【できている】</p>	<p>【継続推進】 今後、講師等人材登録バンクの創設を検討する。</p> <p>【条文改正】 不要</p>
第5章 市政運営（第18条—第28条）				
<p>（総合計画） 第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。 3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。 4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。 5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。 6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p>	総合政策課	<p>◆総合計画の策定 ・令和3年度をもって第2次総合計画の計画期間が終了することに伴い、今後8年間の市政における最上位計画として、第3次総合計画の策定を行った。 ・この総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画を総合計画全体の体系として構成しているとともに、基本計画は4年に一度、実施計画は毎年見直しを行うこととしている。 ・令和2年度から令和3年度までの2箇年にかけて行った策定プロセスにおいて実施した、幅広い世代の市民参画による「あさご未来会議」（2回開催）、公募委員も含めた総合計画審議会等を通じて得られた市民の想いを基礎として、基本構想及び基本計画の策定を行った。 ・基本計画の中での施策案策定過程においては、各施策担当課において、各地域自治協議会の地域まちづくり計画の内容を反映することに努めることとした。 ・総合計画の進行管理として、行政評価と連動した行政マネジメントシステムを確立し、毎年の予算編成に反映させている。</p>	<p>【概ねできている】 第2項において、総合計画の構成を「基本構想」「基本計画」「実施計画」と定めているが、このことにより現段階では総合計画の建て付けを変更することができず、柔軟な体系づくりができなくなっている。</p>	<p>【見直し推進】 総合計画の「最上位計画」としての位置付けや市民参画の考え方はそのままにしながら、総合計画としての位置付けを基本構想部分のみとするなど、柔軟性を持たせることも検討する必要がある。</p> <p>【条文改正】 必要</p>
<p>（財政運営） 第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	財務課	<p>◆財政計画の作成及び公表 計画的かつ健全な財政運営を図るため、毎年度、向こう10年間の財政収支見通しを作成し、課題及びそれへの対応も併せて、議会等へ報告し公表している。</p> <p>◆予算、決算その他財政状況に関する情報の公表 予算、決算その他財政状況について、朝来市財政状況の公表に関する条例に基づき、市広報誌及び市ホームページに掲載し公表している。</p> <p>◆健全化判断指標の公表 毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を算定し、監査委員の審査を付した上で議会に報告するとともに、市ホームページに掲載し公表している。</p>	<p>【できている】</p>	<p>【継続推進】</p> <p>【条文改正】 不要</p>
<p>逐条解説には「朝来市では財政計画を市ホームページで公表しています。」と記載されているが、財政計画は毎年度作成し議会へ報告し公表を行っており、本条例制定時においても、そのような公表の方法をとっていたと推測される。また、財政状況の公表については、財政計画のみならず、予算、決算その他財政状況に関する情報について、広報誌及び市ホームページに掲載し公表を行っており、財政計画に限定していることが実態に沿わないものとなっている。</p>				

条文(P)	所管課	取組状況(D)	取組に対する評価と運用上の課題(C)	取組の今後の方向性(A) /条文改正
(情報公開) 第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。	総務課	◆情報公開制度の運用状況 朝来市情報公開条例に基づき、市長、教育委員会等の実施機関の保有する情報の公開を図り、公正で開かれた行政の推進に努めている。 請求件数（・H30 41件 ・R1 30件 ・R2 33件 ・R3 19件）	【概ねできている】 朝来市情報公開条例に基づく開示だけでなく、市民や事業所等が必要とする情報を積極的に公開する行政情報のオープンデータ化の推進に努める必要がある。	【継続推進】 市民、事業所等が必要とする情報ニーズを把握し、公開できる情報の活用促進に向けオープンデータの取り組みを進めていく。 【条文改正】 不要
(情報提供) 第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供できるよう努めなければならない。	秘書広報課	◆市広報紙の発行 市広報紙「広報朝来」を月1回、年間12回発行している。市民がより見やすく情報が届く広報を目指し、興味を持っていただける紙面づくり、UDフォントを使用する等、改善しながら取り組んでいる。 ◆ホームページやSNSによる情報発信 市ホームページ及びフェイスブック（ちやすりんなう）は、市から発信する情報をいち早く掲載し、情報が市民に届くよう取り組んでいる。令和3年7月により多くの方が利用されているLINEの市公式アカウントを作成し、コロナワクチン接種の予約などにも活用するとともに、市の情報発信の一元化にも取り組みを進めている。 ※FBちやすりんなう投稿数（H28.1～R3.3：428件、R3年度185件 1日1件を目標に投稿中） ◆暮らしの便利帳の発行（民間事業者による） 民間事業者が市内企業等からの広告寄附により、市の行政情報、観光情報、医療機関情報等を掲載し取りまとめた情報誌を発行。令和4年6月に3回目の発行を行い。市内全戸配布を実施した（約4年に1回のペース）。	【概ねできている】 ・市広報紙については、より多くの方に見ていただける特集記事など、工夫を続けている。 ・情報発信については、市の情報発信を一元化し、必要な情報が届く体制作りが必要である。	【継続推進】 ・広報委員会を開催する等、計画的な広報づくりを進めていく。 ・行政DXにも対応しながら、時代のニーズに合った情報発信の取組を行う。 【条文改正】 不要
(説明責任) 第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。	総合政策課	◆施策形成説明等 ・総合計画、創生総合戦略等、重要計画の策定過程においては、あさご未来会議及び総合計画審議会での対話の中で、施策形成の過程、内容及び成果指標について説明を行い、施策形成に反映させている。 ・市政の中でも、その年度ごとで特に重要な施策については、市民との直接説明・対話の場である「まちづくりフォーラム」のテーマとして、市内各地域に向き説明を行っている。	【一部できている】 ・市民参画・市民協働には、「情報の共有」が必要不可欠である。そのため、第3次総合計画基本計画の中で、公開の会議等について政策形成における公表等を明記した【31】③ア、イの推進をしっかりと進めていく必要がある。 ・市の政策決定機関である政策調整会議、決定会議については公開請求の対象外となっている。	【見直し推進】 「あさご未来会議」のような不特定多数の対話の場のほか、対象者をしぼった対話の場など、さまざまな局面による広聴の場を創出していくとともに、第3次総合計画の施策を推進していく中で庁内において「広報」と「広聴」それぞれの意義をしっかりと理解、普及させていく必要がある。 【条文改正】 不要
第3次朝来市総合計画 【31】対話による開かれた広聴の充実 市民や団体との対話の場を広く設け、市政等の情報共有を行い、市民ニーズを各施策に反映することで開かれた行政運営を図ります。 ③ 市民に開かれた情報公開の推進 ア 市政の透明性と市民との信頼関係を確保するため、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら積極的な情報公開を推進します。 イ 政策形成における経過や内容等、市政に関する情報を積極的に公表し、市民と情報を共有することで、政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政への参画を促進します。				
(行政評価) 第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。	総合政策課	◆行政評価の実施 ・総合計画の施策については、総合計画策定時に設定した各成果指標の進行管理として、毎年度当初に市民アンケート及び定量的指標の検証を通じた評価を行っている。この評価結果を翌年度以降の予算配分に反映させるとともに、評価結果については、市HPで公開している。 ・事務事業については全事業の目的・成果・手段（事業内容）・事業費を確認するとともに、市の政策判断が大きく及ぶソフト事業（創生事業を除く。）については評価を毎年実施し、事業の見直し、予算編成及び実施計画の策定に反映させるとともに、評価結果についてはHPで公開している。また、数年ごとに外部有識者や市民による外部評価を行い、評価の精緻化を図っている。	【できている】	【継続推進】 行政評価の仕組みとしては確立しつつあるが、新たな総合計画策定によって施策評価のロジックに変化が生じたことから、評価手法の検証は引き続き行っていく必要がある。 【条文改正】 不要
(行政手続) 第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。	総務課	◆行政手続条例の運用状況 行政不服審査法及び朝来市行政手続条例に基づき、行政処分に対する不服申立ての教示や審査請求の対応等を実施している。	【できている】	【継続推進】 行政手続の透明性・公正性を確保するため、引き続き職員に周知していく。 【条文改正】 不要
(個人情報の保護) 第25条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。	総務課	◆個人情報保護制度の運用状況 朝来市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めている。 保有個人情報開示請求件数（・H30 1件 ・R1 5件 ・R2 2件 ・R3 3件）	【概ねできている】 国のデジタル施策の推進に伴い、個人情報の取扱いについてはより厳格な運用が求められる。	【継続推進】 行政手続きのオンライン化等、市民の利便性を図るデジタル施策を推進する一方、個人情報の漏えいや目的外利用のないよう、引き続き個人情報保護に努める。 【条文改正】 不要
(法令遵守及び公益通報) 第26条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。 2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。	総務課	◆法令遵守 朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、公正な職務の執行確保に向けて全職員が常に意識し実践すべき行動を示した「朝来市コンプライアンス推進指針」を策定し意識啓発に努めるとともに、毎年度、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施している。 ◆公益通報 通報先として、職員で構成する公正職務推進委員会及び弁護士等外部委員で構成する公正職務審査会を設置している。	【できている】	【継続推進】 【条文改正】 不要
(行政組織) 第27条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。	総務課	◆組織改編 平成31年3月の組織編成では、支所及び和田山地域振興課の連携強化等を目的とした「まちづくり協働部」「市民協働課」の新設、政策部門と総務部門の連携強化を目的とした部の統合（現在の企画総務部）等を実施した。令和4年3月の組織編成では、上下水道部の設置をはじめ、市のデジタル化施策を戦略的かつ重点的に取り組むことを目的とした「デジタル戦略課」の新設や、市が重点的に取り組む必要がある事業の取組強化を図るため、課内室として、「あさご暮らし応援室」（市民協働課）、「環境推進室」（市民課）の設置等を実施した。 ◆臨時組織の設置 令和2年5月に、新型コロナウイルス感染症対策支援として国が実施する特別定額給付金事業や中小企業者等緊急経済支援事業に迅速に対応するため新型コロナウイルス感染症対策支援策推進プロジェクト・チームを設置した。また、令和3年1月には、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を円滑に推進するため、朝来市新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクト・チームを設置した。	【できている】	【継続推進】 【条文改正】 不要
(危機管理) 第28条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。	防災安全課	◆朝来市地域防災計画の改定 災害対策基本法、水防法等の改正、県地域防災計画の修正、朝来市内における社会情勢の変化及び防災対策の状況を反映させるため、朝来市防災会議で審議し、令和元年度から令和2年度までの2箇年にかけて朝来市地域防災計画を改訂した。 ◆危険箇所等、防災情報の周知・啓発 市民等に対し、災害の発生が想定される区域、その際の避難所の位置等を周知するため、水防法及び土砂災害防止法に基づき作成した朝来市ハザードマップ・防災ガイドを市内全世帯に配布した。 ◆自主防災組織への活動支援 市民及び幅広い関係機関と連携した市一斉避難訓練の実施、自主防災組織の活動及び地区防災計画策定に係る費用補助等を行い、市民参加による安全安心な防災まちづくりを推進している。 ◆緊急時における情報伝達手段の整備 正確かつ迅速な情報収集及び情報発信のため、防災メール（あさご安全安心ネット・ひょうご防災ネット）、ホームページ、市公式LINE、フェニックス防災システム、Jアラート等の手段を整備し運用している。	【概ねできている】 地域により防災意識に対する差があり、一斉避難訓練の内容についても形骸化が見られる。 区長・防災委員へ地区防災計画策定の必要性について周知をしているが、未策定の自治会が多い。	【継続推進】 防災士等による区等への助言等を適切に行うことにより、地域間における防災意識の格差を是正し、地域防災力の向上を図る。 【条文改正】 不要

条文(P)	所管課	取組状況(D)	取組に対する評価と運用上の課題(C)	取組の今後の方向性(A) /条文改正
第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係（第29条・第30条）				
（国及び兵庫県との関係） 第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。	総合政策課	◆国・県との連携 ・地方分権、権限移譲については、国・県の取組と連携し推進している。	【できている】	【継続推進】 【条文改正】 不要
（他の地方公共団体等との連携） 第30条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。	防災安全課	◆災害時相互応援協定の締結 大規模災害や防災全般に関わる協力体制強化のため、他自治体等との広域的な応援体制を構築している。必要に応じて災害時の相互応援協定の締結を行い、相互の応援活動を行うに当たって必要な事項を事前に明確化する等の備えを行っている。 [参考：兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（県・県内41市町）、防災サミット構成市町（全国10市町）、恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援協定（全国12市町村）、長野県須坂市、宮城県角田市、宮城県山元町、京都府福知山市、大分県竹田市、長崎県杵崎市、福井県小浜市]	【概ねできている】 有事の際に、支援を必要とする業務や物資を的確に選別することが求められるが、現状ではそれに対する庁内の体制が十分でない部分もある。	【継続推進】 受援計画を定期的に見直し、また業務継続計画（BCP）と関連付けることで、災害時の円滑な支援の受け入れに備える。 また、庁内全体で受援計画の内容について情報共有を行う。 【条文改正】 不要
	総合政策課	◆広域的協力・連携関係の樹立 ・県との関係においては、市町懇話会、但馬政策懇談会等、知事はじめ県幹部等との意見交換の場において連携協力を求めている。 ・国との関係においては、兵庫県市長会及び但馬自治会において連携を求めている。 ・但馬広域行政事務組合、南但広域行政事務組合等による共同事務を行っている。 ・豊岡市を中心とした但馬定住自立圏に関する協定を締結し、近隣市町とも連携した但馬の広域課題に取り組んでいる。 ・隣接する福知山市及び丹波市との連携（三市連携）に取り組んでいる。 ・共通するテーマ（日本遺産等）による関係市町との連携に取り組んでいる。 ・関西学院大学、福知山公立大学等、6つの大学との間で包括・個別連携協定を締結している。 ・令和3年に開学した芸術文化観光専門職大学と、地域課題解決に向けた連携に取り組んでいる。 ・兵庫県・県内市町のほか、宮城県角田市・山元町等、全国の自治体間で災害時相互応援協定を締結している。	【できている】	【継続推進】 【条文改正】 不要
第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）				
（最高規範性） 第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。	総務課	◆他の例規との整合に係る取組状況 例規の制定改廃時には、担当課の作成した例規案が法的適格性、法的正当性及び法的協調性を有し、その立法内容が正しく、かつ、矛盾なく整備統一されているかどうかについて、総務課の事前審査及び例規審査会の審査を実施している。 例規制定改廃件数（・H30 260件 ・R1 251件 ・R2 280件 ・R3 264件）	【概ねできている】 例規制定改廃時において、市民の意見を反映するためパブリックコメント等の実施が必要である。	【継続推進】 引き続き審査を実施しながら整合を図るとともに、積極的な法務政策推進に向けて職員の意識醸成に努める。 【条文改正】 不要
（条例の見直し） 第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。	市民協働課	◆自治基本条例の評価検証、見直し状況等 朝来市第3次分権型社会システム検討懇話会（平成23年度～24年度）において、地域協働の観点から地域自治システムに関する条例の確認が行われている。 また、平成23年度に地方自治法の改正に伴い、条例の改正が行われた。	【概ねできている】 明確な検証時期の設定がなく、社会経済情勢の変化に対応しているかの検証評価及び見直しについての検討が不十分となる場合が想定される。	【見直し推進】 本条例の見直しについては、適正な時期に検証評価を実施するためにも、今後は、定期的に検証評価を行い、条例の見直しを図る。 【条文改正】 必要
附則				
附 則 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成23年条例第23号） この条例は、公布の日から施行する。	検証対象外			